

自分の住所・氏名を記入

			—				
--	--	--	---	--	--	--	--



兵庫県立青雲高等学校 兵庫県神戸市長田区池田谷町 2 丁目 5
電話 078-641-4200

ビジネス法規 放送視聴③

折り目②

本校 2 階の提出箱に出すとき

1. 左右のページの 3 カ所の太線内を記入
記入がないと受け付けません。
2. ①②③の折り目の線を順番に折る。

⑧

郵便で出すとき(上の 1,2 に続けて作業)

3. 青雲高校のあて名が見えるように重ねる。
4. ホッチキスで指定の 1 カ所をとめる。
5. 15 円分の切手をはる。(1 カ所)

その他の注意

本校が休みの日やあいている日でも夕方 5 時を過ぎて届いたとき
→次にあく日の受付になります。

- ①毎週火曜日と土曜日は本校は休みです。
- ②祝祭日が火曜日やスクーリング、学校行事と重なったときは、他の日が振替休日になります。

折り目③

6 5 3 - 0 8 2 1

神戸市長田区池田谷町 2 丁目 5

兵庫県立 **青雲高等学校**
(電話 078-641-4200)

15円分
の切手を
はる

ビジネス法規 (放送視聴③)

担当者

先生

ビジネス法規		放送視聴③	年次一組	登録番号	評 価
学習内容	第 5 章 3 消費者の保護 教科書 P176～P184		—		合格・不合格
			氏名		

<指示>

- 教科書を読みながら課題に取り組む。
 - ①～⑭空欄に適切な語句を記入する
 - 「確かめてみよう！」を解く
 - 感想を書く（ひとマスに1文字で、15行以上書くこと）
 - レポートと同じ要領で郵送または事務室前の提出箱に入れる
- * 注 *
- 報告用紙は、必ず手書きで記入すること。
 - 他人の視聴報告の丸写しは無効とします。
 - 2時間以上放送視聴を希望する人は、異なる課題を提出すること。
 - 空欄がある場合は、不合格とします。

■語句を記入しましょう！

5章—3 消費者の保護

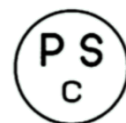
1 消費者の保護に関する法律 教 P176

- ↓ 経済の高度成長、新しい商品→安全性を欠く商品、悪徳商法
- ① () 昭和43年に制定。消費者の利益の擁護及び増進に関する対策の総合的推進を図り、もって国民の消費生活の安定及び向上を確保することが目的
- ↓ 社会情勢の変化
- 消費者の権利の尊重および消費者の自立の支援などを基本理念とし、平成16年6月 ② () に改められる。国や地方公共団体、事業者、消費者などのそれぞれが果たすべき責務を具体的に示している。

2 消費者の安全 教 P177

① 安全確保のための法的規制

- ③ () ……家庭用の圧力なべ・圧力がま・
Product Safety Consumer 乗車用ヘルメット・登山用ロープ
- ④ () ……………乳母車・座いす・スキー
Safety Goods →事故が起きた場合最高1億円の保証！！



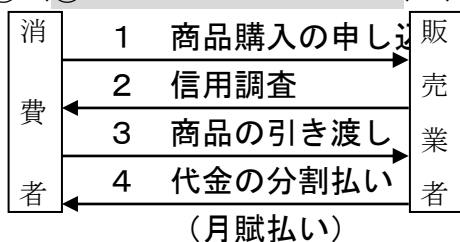
② 欠陥製品（製造物）による被害の救済 教 P208

- ⑤ () (P L 法) …欠陥商品に基づく損害は製造業者が責任を取る
Product Liability

※P L 法施行前は民法709条で対応しなければならなかったため、製品の製造に過失があったことを消費者が立証しなければならなかった。このため消費者が泣寝入りするケースが多かった。

3 生活に身近な特殊売買 教 P 1 7 8

① (⑥) (かっぱはんばい) ……代金を分割して支払う売買



- a. 代金を 2 か月以上 の期間にわたり
- b. 3 回以上分割 して授受
- c. 特定商品・役務・権利の販売

あらかじめ分割販売の回数や手数料は販売条件を明示し、割賦代金不払いの場合は、違約金を取ることができる。ただし、20 日以上の上の猶予期間を定めて支払いを催促するのでなければ、契約は解除できない。過大な損害賠償や違約金を取することは許されない。(割賦販売法 3、4、5、6)

③ 訪問販売 教 P 1 8 1

・営業所以外の場所などで売買契約を締結して、商品・役務および指定権利の販売・提供をすること。

- ・家庭訪問販売だけでなく、職場訪問販売、キャッチセールスを含む。
- ・「特定商取引に関する法律」：消費者の利益を保護

(特定商取引法)

- ・訪問販売業者は、氏名等を明示しなければならない。
- ・契約内容を記載した書面を相手方に交付しなければならない…etc.

☆頼みもしない商品が送られてきた！→商品を返す義務はない

(ネガティブオプション)

③通信販売 教 P 1 8 3

- ・購入希望者から郵便などによって売買契約の申し込みを受ける形の指定商品の販売。
- ・インターネットによる電子商取引も特定商取引法の販売に該当する。
- ・連鎖販売取引（マルチ商法）：買い主を販売員として連鎖的に販売の拡大を図る。

④…………… (⑦)

- ・個別信用購入あっせんや (⑧) などにおいて、消費者に認められる (⑨) である。

- ・クーリング・オフが適用される条件

▷ 店舗（営業所）以外の場所での契約

キャッチセールス、アポイントメント・セールスによる営業所への連れ込みは対象

- ▷ 商品、役務、政令により指定された権利に関する契約
- ▷ クーリングオフの説明がある契約書（または申込書）を受け取ってから

(⑩) 以内

連鎖販売の場合は 20 日以内

初日参入

- ▷ (⑪) により解約の通知をする

(⑫) が望ましい。

- ・クーリングオフが適用されない条件

(⑬) 円未満の現金取引、(⑭) で指定した化粧品などの特定の消耗品

を使用・消費した場合

※15行に達しない、内容が適切でない、余白（改行）が多い等の場合は不合格とします。

[illegible]